

資料編

第1章 市の概要

《資料1 石巻市の気象概況（資料：気象庁）》

年	気温（℃）					日照時間
	平均	日最高平均	日最低平均	最高気温	最低気温	時間数（h）
令和元年	12.4	16.6	8.8	34.1	-6.5	2,112.1
令和2年	12.6	16.5	9.2	35.1	-3.8	1,709.5
令和3年	12.7	16.8	9.0	32.8	-11.1	2,130.5
令和4年	12.3	16.5	8.8	35.8	-6.1	2,005.9
令和5年	13.9	17.8	10.1	36.0	-8.2	2,299.9
1月	1.0	4.9	-2.2	11.8	-8.2	147.4
2月	1.8	6.5	-2.3	16.9	-6.7	169.6
3月	7.9	13.1	2.8	17.4	-2.1	199.1
4月	11.9	16.7	6.9	23.0	1.7	220.7
5月	15.4	19.8	11.1	28.8	3.7	207.4
6月	20.5	24.1	17.4	30.1	11.2	164.9
7月	25.3	29.3	22.2	35.1	19.0	223.4
8月	27.8	31.2	25.5	36.0	23.0	278.8
9月	24.3	27.7	21.6	31.7	13.5	136.7
10月	15.5	20.7	11.0	25.1	5.8	210.7
11月	10.5	15.2	6.0	22.5	0.8	168.1
12月	4.3	8.8	0.8	16.3	-4.1	173.1

年	風（m/s）			降水量（mm）			最深積雪（cm）
	平均風速	最大風速		総量	最大降水量		
		風速	風向		1 日	1 時間	
令和元年	4.2	23.9	北東	1,359.5	149.5	40.5	7
令和2年	3.9	22.3	東北東	1,002.0	67.0	39.5	8
令和3年	4.2	18.3	西北西	1,073.5	58.5	19.5	9
令和4年	4.1	16.2	西	1,068.5	88.5	38.0	8
令和5年	4.2	16.4	西北西	1,103.5	112.0	46.5	20
1月	4.3	15.2	西北西	4.5	1.5	1.5	5
2月	4.2	14.8	西北西	30.5	19.5	4.5	20
3月	4.1	12.2	西北西	97.5	49.5	10.0	0
4月	5.1	14.8	西北西	77.5	30.5	9.0	0
5月	4.3	13.4	北東	82.0	35.0	6.5	0
6月	3.8	13.0	西南西	221.0	112.0	24.5	0
7月	3.5	12.1	南南東	145.0	74.5	25.5	0
8月	4.7	11.7	南南東	17.0	13.0	6.0	0
9月	3.5	9.9	西北西	234.5	156.0	46.5	0
10月	4.1	16.4	西北西	75.5	36.0	35.5	0
11月	4.5	14.9	南	67.5	39.0	11.5	0
12月	4.5	13.4	西北西	51.0	20.5	5.0	1

第2章 石巻市環境基本計画

《資料2 石巻市環境基本計画の令和4年度実績、点検・評価》

(1) 指標

No.	施策の分野	指標	指標項目	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)	評価
1	1－(1) 自然環境	総合指標	「多くの自然や生物に恵まれている」といった自然環境の満足度	60.0%	76.5%	5
2	1－(1) 自然環境	環境指標	森林面積	31,170ha	30,824ha	3
3	1－(1) 自然環境	環境指標	農用地面積	9,320ha	9,680ha	5
4	1－(1) 自然環境	環境指標	市内で生息等が確認されたことのある動植物のうち国や県の重要な種数	378種	378種	－
5	1－(1) 自然環境	取組指標	松くい虫対策事業による伐採駆除率	100%	76.3%	3
6	1－(1) 自然環境	取組指標	ニホンジカ捕獲数	1,700頭／年 (石巻市及び女川町区域内)	2,983頭／年 (石巻市及び女川町区域内)	5
7	1－(1) 自然環境	取組指標	間伐事業整備面積 (国有林を除く)	415ha	791ha	5
8	1－(2) 都市環境	総合指標	「公園などの緑が豊かだ」といった都市環境の満足度	50.0%	59.1%	4
9	1－(2) 都市環境	環境・取組指標	1人当たり都市公園面積	16.0㎡／人	13.4㎡／人	4
10	1－(3) 地域景観	総合指標	「農地の緑が豊かだ」といった田園風景の満足度	70.0%	77.5%	4
11	1－(3) 地域景観	総合指標	「街並みが美しい」といった都市景観の満足度	30.0%	25.0%	3
12	2－(1) 大気環境	総合指標	「空気がきれいだ」といった大気環境の満足度	70.0%	57.9%	3
13	2－(1) 大気環境	総合指標	大気環境に係る苦情処理割合	100.0%	100.0%	5
14	2－(1) 大気環境	環境指標	二酸化硫黄(SO ₂)の環境基準達成率	100.0%	100.0%	－
15	2－(1) 大気環境	環境指標	浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率	100.0%	100.0%	－
16	2－(1) 大気環境	環境指標	二酸化窒素(NO ₂)の環境基準達成率	100.0%	100.0%	－
17	2－(1) 大気環境	環境指標	航空機騒音の環境基準達成率	100.0%	100.0%	5
18	2－(1) 大気環境	環境指標	自動車騒音の環境基準達成率(測定箇所平均達成率)	95.0%	96.4%	5

No.	施策の分野	指標	指標項目	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)	評価
19	2-(1) 大気環境	取組指標	航空機騒音監視体制の整備(固定局数)	3局	3局	-
20	2-(1) 大気環境	取組指標	E V (電気自動車)の導入台数	12台	2台(13台)	5
21	2-(2) 水環境	総合指標	「河川の水がきれいだ」といった水環境の満足度	40.0%	37.9%	3
22	2-(2) 水環境	総合指標	「海の水がきれいだ」といった水環境の満足度	40.0%	43.2%	4
23	2-(2) 水環境	環境指標	河川におけるBODの環境基準達成率(達成箇所数)	7箇所中6箇所 (85.7%)	7箇所中7箇所	5
24	2-(2) 水環境	環境指標	海域におけるCODの環境基準達成率(達成箇所数)	21箇所中 11箇所 (52.4%)	20箇所中 12箇所 (60.0%)	4
25	2-(2) 水環境	取組指標	下水道処理区域内の水洗化率	84.75%	78.10%	3
26	2-(3) その他環境 負荷	環境・取組 指標	アスベストに係る規制基準達成率	100%	—	—
27	2-(3) その他環境 負荷	環境・取組 指標	ダイオキシン類(大気)に係る環境基準達成率	100%	100%	5
28	2-(3) その他環境 負荷	環境・取組 指標	ダイオキシン類(水質)に係る環境基準達成率	100%	—	—
29	3-(1) 廃棄物	総合指標	一般廃棄物の埋立処分量	5,154t	6,929t	3
30	3-(1) 廃棄物	環境・取組 指標	1日1人当たりの生活系ごみ排出量	698g	749g ※集団資源回収含む	2
31	3-(2) リサイクル	総合指標	リサイクル率	14.9%	9.7%	3
32	3-(2) リサイクル	環境指標	収集・直接搬入による資源化量	5,198t	4,775t	3
33	3-(2) リサイクル	環境指標	集団回収による資源化量	682t	220t	2
34	3-(2) リサイクル	取組指標	再生資源集団回収報奨金交付団体数	130団体/年	58団体/年	2
35	3-(2) リサイクル	取組指標	資源回収実施団体による実施回数	520回/年	224回/年	2
36	4-(1) 地球温暖化	総合指標	市域の二酸化炭素排出量	1,166 千t-CO ₂	1,121 千t-CO ₂ (令和2年度値)	5
37	4-(1) 地球温暖化	環境・取組 指標	地球温暖化防止に関する普及啓発事業の実施回数	5回	2回	2
38	4-(1) 地球温暖化	環境・取組 指標	雨水利用タンク普及促進事業補助金交付件数	400件(累計)	262件(累計)	3

No.	施策の分野	指標	指標項目	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)	評価
39	4－(2) エネルギー	総合指標	太陽光発電システム年間発電量（補助対象分累計）	28,500 千kWh	21,367 千kWh	3
40	4－(2) エネルギー	環境・取組 指標	太陽光発電システム補助件数	5,500件 (累計)	4,201件 (累計)	3
41	4－(2) エネルギー	環境・取組 指標	蓄電池補助件数	1,000件 (累計)	946件（累計）	4
42	4－(2) エネルギー	環境・取組 指標	HEMS（家庭用エネルギー管理システム）補助件数	750件（累計）	516件（累計）	3
43	5－(1) 環境教育	環境・取組 指標	環境市民育成講座受講者数	90人／年	93人／年	5
44	5－(1) 環境教育	環境・取組 指標	こどもエコクラブの加入グループ数	40団体	5団体	2
45	5－(2) 環境保全活動	環境・取組 指標	花いっぱい運動参加団体数	150団体	138団体	4

(2) リーディングプロジェクト

No.	回答課	事業名	令和4年度の事業内容	評価
1	環境課	1. 生物多様性地域戦略策定事業	令和4年度は昨年度までと比べ、徐々に各種イベントが開催できる状況となってきたことから、ある程度の周知機会を確保できた。 環境市民講座の中で生物多様性に係る教育を行ったほか、環境フェアや民間事業者主催のイベントにおいて、パネル展示やパンフレット配布を行い、普及啓発を行った。	3
2	環境課	2. 航空機騒音対策事業	令和4年度は、市が設置している固定局3局において、航空機騒音の通年測定を実施した。測定結果については、環境白書や市ホームページへ掲載したほか、石巻市航空機騒音対策連絡協議会委員へ資料配布し、広く周知を図った。	-
3	廃棄物対策課	3. ごみ減量推進事業	プラ法に基づくプラスチックごみの分別収集・リサイクルの早期実現に向け、事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、民間事業者の意見を伺うサウンディング型市場調査を実施した。	3
4	環境課・ICT総合推進課	4. 再生可能エネルギー導入推進事業	太陽光発電システムや蓄電池システム、HEMSを設置した市民に対し、設置補助を行い、太陽光発電システム等の設置を促すことで、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化対策に貢献した。	3

No.	回答課	事業名	令和４年度の事業内容	評価
5	環境課	5. 環境教育モデル形成事業	令和４年度は、７月１日から９月１日までを調査期間に設定し、降雨のあった日の雨水で測定を行った。参加校は、湊中、渡波中、桃生中、北上中の４校で、延べ１８名が参加した。調査結果は石巻市内の各中学校に送付して共有を行い、調査目的である大気汚染の現状把握や地球環境問題への意識高揚が達成できた。 環境教育モデル形成事業については、新型コロナウイルス感染症の影響から実施困難との判断となり、事態収束後に再度検討することとした。	3

第4章 環境保全施策の展開 第1節 多様な自然との共生

《資料3 石巻市の主な希少群落（資料：宮城県レッドリスト2024）》

単一群落			
群落タイプ	場 所	カテゴリー	
タブノキ群落	弁天島	3	壊滅危惧
	田代島	2	破壊危惧
	網地島（牡鹿）	2	破壊危惧
	岸山王島（牡鹿）	2	破壊危惧
	石巻桂島	2	破壊危惧
	小出島	4	壊滅状態
	貢尻島（雄勝）	3	壊滅危惧
モチノキ群落	沖山王島（牡鹿）	1	要注意
アカマツ群落	清崎（牡鹿）	4	壊滅状態
クロマツ植林	石巻湾沿岸	4	壊滅状態
ヨシ群落	追波川（北上・河北）	3	壊滅危惧
モミ・イヌブナ群落	牧山	1	要注意
モミ・スギ群落	牧の崎（牡鹿）	3	壊滅危惧
モミ群落	駒ヶ峰（牡鹿）	3	壊滅危惧
ケヤキ・シロダモ群落	石巻湊	1	要注意
イヌシデ群落	尾崎神社	3	壊滅危惧
シバ群落	旭山（河南）	3	壊滅危惧
	籠峰山	3	壊滅危惧
ススキ群落	上品山	1	要注意

群落複合			
植生タイプ	場 所	カテゴリー	
自然林	牡鹿半島駒ヶ峰	3	壊滅危惧
池沼植物群落	富士沼（河北）	3	壊滅危惧
砂浜植物群落	長面浜（河北）	D	壊滅
植物群落	金華山島（牡鹿）	3	壊滅危惧
	八景島（雄勝）	1	要注意

※植物群落カテゴリー区分

D	壊滅 （群落は壊滅した。）
4	壊滅状態 （群落は全体的に壊滅状態にあり、緊急に対策を講じなければ壊滅する。）
3	壊滅危惧 （対策を講じなければ、群落は徐々に悪化して壊滅する。）
2	破壊危惧 （群落は当面保護されているが、将来破壊されるおそれがある。）
1	要注意 （現在、保護・管理状態がよく、当面破壊されるおそれが少ない。しかし、監視は必要である。）

《資料4 石巻市に生息する主な絶滅危惧類等の動物》

種類	No	科 名	種 名	選定基準			
				文化財	環境省	水産庁	宮城県
哺乳類	1	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ		★★		★★
	2		ヒナコウモリ				地域個体
	3	オナガザル科	ニホンザル	天然			地域個体
	4	ウシ科	ニホンカモシカ	特天然			要注目種
	5	カモ科	コクガン	天然	★★		★★
	6		マガン	天然	★		
	7		ヒシクイ	天然	★★		★★
	8	ウミスズメ科	カンムリウミスズメ	天然	★★		★
	9	タカ科	オジロワシ	天然	★★		★★
	10		オオワシ	天然	★★		★★
	11		イヌワシ	天然	★★★★		★★★★
両生類	12	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ		★		★
	13		クロサンショウウオ		★		地域個体
	14		バンダイハコネサンショウウオ		★		★
	15	イモリ科	アカハライモリ		★		地域個体
	16	アカガエル科	トウキョウダルマガエル		★		★
	17		ツチガエル				★
昆虫類 (チョウ目)	18	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン		★★★★★		絶滅
	19	シロチョウ科	ヒメシロチョウ		★★★★		★★★★
昆虫類 (コナチュウ目)	20	オサムシ科	オオハンミョウモドキ				★
	21	ゲンゴロウ科	マルコガタノゲンゴロウ		★★★★★		情報不足
	22		オオイチモンジシマゲンゴロウ		★★★★		★★
魚類	23	ギス科	ギス（海水魚）			希少	
	24	コイ科	タナゴ（淡水魚）		★★★★	希少	★★★★
	25	ギギ科	ギバチ（淡水魚）		★★		★
	26	メダカ科	ミナミメダカ（淡水魚）		★★		★
	27	ホウボウ科	カナガシラ（海水魚）			絶滅 危惧	
	28	ハゼ科	シロウオ（淡・海水魚）		★★		★
	29		エドハゼ（淡・海水魚）		★★		★★★★
	30		チクゼンハゼ（淡・海水魚）		★★		★★★★
	31	カレイ科	マツカワ（海水魚）			情報 不足	

※「環境省レッドリスト2020」、「宮城県レッドリスト2024」、「日本の希少な野生生物に関するデータブック『水産庁編』、文化財ホームページを参照してとりまとめた。

選定基準に関しては、次ページ《資料5 絶滅危惧類等の選定基準》に記載している。

《資料 5 絶滅危惧類等の選定基準》

文化財：文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）
・ 特天然…特別天然記念物
・ 天然…天然記念物

環境省：環境省レッドリスト 2020	
★★★★ （絶滅危惧ⅠA類）	絶滅の危機に瀕している種 ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
★★★ （絶滅危惧ⅠB類）	絶滅の危機に瀕している種 ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
★★ （絶滅危惧Ⅱ類）	絶滅の危険が増大している種
★ （準絶滅危惧）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群（繁殖個体群を含む）で、絶滅のおそれが高いもの

水産庁：日本の希少な野生水生生物に関するデータブック 水産庁編（1998年 社団法人日本水産資源保護協会）
・ 希少（希少種）…存続基盤が脆弱な種・亜種
・ 絶滅危惧（絶滅危惧種）…絶滅の危機に瀕している種・亜種
・ 情報不足…評価するだけの情報が不足している種

宮城県：宮城県レッドリスト 2024	
絶滅	国（県内）ではすでに絶滅したと考えられる種
★★★ （絶滅危惧Ⅰ類）	絶滅の危機に瀕している種
★★ （絶滅危惧Ⅱ類）	絶滅の危険が増大している種
★ （準絶滅危惧）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群（繁殖個体群を含む）で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種 ※県独自カテゴリー	県内では現時点で絶滅の可能性が低いものの、その生息・生育状況に注目すべき種

《資料6 都市計画区域面積》

区分				面積（h a）	割合（％）
石巻広域都市計画	市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	328	2.26%
			第二種低層住居専用地域	19	0.13%
			第一種中高層住居専用地域	149	1.02%
			第二種中高層住居専用地域	234	1.61%
			第一種住居地域	399	2.75%
			第二種住居地域	633	4.36%
			田園住居地域	0	0.00%
			準住居地域	44	0.31%
		商業系	近隣商業地域	113	0.78%
			商業地域	64	0.44%
		工業系	準工業地域	602	4.15%
			工業地域	346	2.38%
			工業専用地域	394	2.71%
	市街化調整区域			9,689	66.72%
河北都市計画（非線引き都市計画）				1,508	10.38%
雄勝都市計画（非線引き都市計画）				0	0%
牡鹿都市計画（非線引き都市計画）				0	0%
都市計画区域面積合計				14,523	100%

※小数点以下を四捨五入しているため、都市計画区域面積合計と各面積の合計で差異が生じる。

《資料7 都市公園・緑地面積等データ》

種類		種別	都市計画公園		その他の都市公園		合計		割合 (%)
			数	面積（㎡）	数	面積（㎡）	数	面積（㎡）	
基幹公園	住区 基幹公園	広場公園	0	0	0	0	0	0	0.0%
		街区公園	30	68,580	81	200,361	111	268,941	12.7%
		近隣公園	2	33,519	4	82,605	6	116,124	5.5%
		地区公園	2	60,033	1	40,776	3	100,809	4.8%
		小計	34	162,132	86	323,742	120	485,874	23.0%
	都市 基幹公園	総合公園	0	0	0	0	0	0	0.0%
		運動公園	2	313,118	1	132,388	3	445,506	21.1%
		小計	2	313,118	1	132,388	3	445,506	21.1%
特殊公園		風致公園	0	0	2	18,525	2	18,525	0.9%
		墓園	1	609,020	0	0	1	609,020	28.8%
		小計	1	609,020	2	18,525	3	627,545	29.7%
広域公園			1	387,623	0	0	1	387,623	18.3%
都市緑地			5	109,149	42	58,494	47	167,643	7.9%
合 計			43	1,581,042	131	533,149	174	2,114,191	0.0%

《資料 8 都市公園現況》

単位：㎡

名称	面積	所在地	供用年月日(当初)	名称	面積	所在地	供用年月日(当初)
(街区公園)				(街区公園)			
羽黒山公園	4,048	羽黒町一丁目	昭和27年6月2日	恵み野自然公園	5,297	蛇田字新金沼	平成25年3月25日
住吉公園	1,960	住吉町一丁目	昭和27年6月2日	恵み野東公園	3,001	恵み野二丁目5	平成28年3月22日
明神山公園	1,501	山下町一丁目	昭和27年8月19日	恵み野北公園	2,516	恵み野一丁目10-8	平成28年3月22日
汐見台公園	2,684	渡波字祝田	昭和38年6月22日	しらさぎ台1号公園	3,226	しらさぎ台三丁目41	平成28年3月23日
蛇田団地南公園	6,288	向陽町三丁目	昭和45年9月30日	しらさぎ台2号公園	4,644	しらさぎ台二丁目34	平成28年3月23日
蛇田団地北公園	2,680	向陽町二丁目	昭和45年9月30日	しらさぎ台3号公園	1,495	しらさぎ台三丁目46	平成28年3月23日
袋谷地北公園	1,793	水明北二丁目	昭和45年9月30日	さくら町北公園	4,793	さくら町三丁目	令和5年4月1日
蛇田新下堀公園	667	向陽町五丁目	昭和45年9月30日	さくら町南公園	987	さくら町五丁目	令和5年4月1日
蛇田新上浦公園	733	向陽町四丁目	昭和45年9月30日	さくら町東公園	2,116	さくら町五丁目	令和5年4月1日
蛇田新下浦公園	698	向陽町一丁目	昭和45年9月30日	さくら町西公園	3,493	さくら町二丁目	令和5年4月1日
袋谷地東公園	9,013	水明北三丁目	昭和46年7月12日	湊東1号公園	2,017	湊東一丁目	令和5年4月1日
袋谷地南公園	1,931	水明北一丁目	昭和47年6月26日	湊東2号公園	2,011	湊東二丁目	令和5年4月1日
浜松公園	5,324	松原町	昭和48年3月23日	湊東3号公園	1,428	湊東二丁目	令和5年4月1日
簡場公園	5,520	緑町一丁目	昭和50年3月17日	湊東4号公園	2,824	湊東三丁目	令和5年4月1日
水押公園	2,400	開北三丁目	昭和50年3月17日	湊東5号公園	1,116	湊東三丁目	令和5年4月1日
松並公園	5,167	松並二丁目	昭和51年2月25日	湊東6号公園	1,180	湊東三丁目	令和5年4月1日
鹿妻東公園	3,505	鹿妻南二丁目12-1	昭和51年2月25日	みなともとまち北公園	1,939	湊町一丁目	令和5年4月1日
宜山公園	1,222	宜山町	昭和51年10月1日	みなととくら公園	993	湊町二丁目	令和5年4月1日
双葉公園	573	双葉町	昭和51年10月1日	みなともとまち南公園	1,723	湊町一丁目	令和5年4月1日
三軒屋公園	1,326	大街道東三丁目	昭和54年10月15日	湊西1号公園	5,149	湊西三丁目	令和5年4月1日
新下前沼公園	950	蛇田字新下前沼	昭和54年10月15日	湊西2号公園	2,457	湊西二丁目	令和5年4月1日
新境谷地南公園	1,586	中里六丁目	昭和54年10月15日	湊西3号公園	4,140	湊西三丁目	令和5年4月1日
新中里南公園	1,991	南中里二丁目	昭和55年3月31日	湊西4号公園	1,067	湊西三丁目	令和5年4月1日
新中里西公園	1,363	南中里四丁目	昭和55年3月31日	湊西5号公園	1,146	湊西二丁目	令和5年4月1日
蛇田新下沼公園	393	蛇田字新下沼	昭和55年9月13日	あけぼの北中央公園	1,801	あけぼの北一丁目	令和5年4月1日
塩富町二丁目公園	288	塩富町二丁目	昭和55年9月13日	のぞみ野中央公園	9,280	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
南谷地南公園	328	大街道北二丁目	昭和55年9月13日	のぞみ野東公園	2,223	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
新館公園	137	新館一丁目	昭和55年9月13日	のぞみ野西公園	2,502	のぞみ野五丁目	令和5年4月1日
西三軒屋公園	364	大街道南二丁目	昭和55年9月13日	のぞみ野北公園	3,845	のぞみ野四丁目	令和5年4月1日
鹿妻西公園	1,001	鹿妻南一丁目	昭和56年3月31日	のぞみ野南公園	3,978	のぞみ野一丁目	令和5年4月1日
中里二丁目公園	1,491	中里二丁目	昭和56年3月31日	あゆみ野通り公園	1,999	あゆみ野四丁目	令和5年4月1日
新横堤公園	797	真山五丁目	昭和56年3月31日	あゆみ野東公園	2,499	あゆみ野一丁目	令和5年4月1日
中里七丁目公園	1,533	中里七丁目	昭和57年3月30日	あゆみ野駅前公園	3,891	あゆみ野四丁目	令和5年4月1日
西境谷地公園	656	蛇田字西境谷地	昭和57年3月30日	まねき公園	1,790	門脇町二丁目	令和5年4月1日
鹿妻第二公園	676	鹿妻南一丁目	昭和57年3月30日	かどのわき中央公園	4,270	門脇町四丁目	令和5年4月1日
御所入公園	692	湊字御所入	昭和57年3月30日	かどのわき西公園	1,180	門脇町五丁目	令和5年4月1日
新下前沼西公園	863	蛇田字新下前沼	昭和57年12月1日	船の見える築山公園	3,061	築山四丁目	令和5年4月1日
鹿妻第三公園	1,235	鹿妻北三丁目	昭和57年12月1日	三ツ股公園	619	三ツ股三丁目	令和5年4月1日
新境町公園	1,781	新境町一丁目	昭和58年11月15日	上釜南部1号公園	1,736	明神南	令和5年4月1日
鹿妻第四公園	710	鹿妻北二丁目	昭和61年10月22日	上釜南部2号公園	9,912	浦屋敷南	令和5年4月1日
垂水三丁目公園	1,500	垂水町三丁目	昭和62年4月10日	上釜南部3号公園	2,991	新館南	令和5年4月1日
鹿妻第五公園	1,460	鹿妻北一丁目	昭和63年5月25日	下釜南部1号公園	5,052	三ツ股三丁目	令和5年4月1日
新金沼公園	390	蛇田字新金沼	平成7年12月22日	下釜南部2号公園	2,879	大街道東三丁目	令和5年4月1日
垂水二丁目公園	2,927	垂水町二丁目	平成10年4月1日	鹿松公園	1,118	新成一丁目	令和5年4月1日
あけぼの北公園	2,990	あけぼの三丁目	平成10年4月1日	新成二丁目公園	3,443	新成二丁目	令和5年4月1日
あけぼの南公園	2,316	あけぼの二丁目	平成10年4月1日	わかば二丁目公園	2,449	わかば二丁目	令和5年4月1日
大橋北公園	2,300	大橋一丁目	平成10年4月1日	わかば三丁目公園	2,672	わかば三丁目	令和5年4月1日
大橋南公園	2,700	大橋二丁目	平成10年4月1日	大橋中央公園	2,500	大橋三丁目	令和5年4月1日
新栄中央公園	1,700	新栄一丁目	平成10年4月1日	美園3号公園	3,345	美園三丁目	令和5年4月1日
新栄東公園	2,550	新栄二丁目	平成10年4月1日	日和が丘公園	437	日和が丘一丁目	令和5年4月1日
上中坪公園	2,900	蛇田字新坪寺	平成10年4月1日	石巻駅前にぎわい交流広場	1,380	穀町	令和5年4月1日
開成公園	6,927	開成	平成12年8月10日	不動町多目的広場	2,816	不動町二丁目	令和5年4月1日
新栄西公園	2,387	新栄一丁目	平成13年4月1日	祝田ふれあい広場	985	渡波字祝田	令和5年4月1日
五番谷地公園	764	大街道北二丁目	平成19年4月1日	美園1号公園	1,524	美園二丁目4	令和6年2月14日
恵み野中央公園	2,541	蛇田字新大坪	平成25年3月25日	美園2号公園	2,224	美園二丁目25	令和6年2月14日
恵み野西公園	3,562	蛇田字新大坪	平成25年3月25日	小 計	268,941		

単位：㎡

名称	面積	所在地	供用年月日(当初)	名称	面積	所在地	供用年月日(当初)
(近隣公園)				(都市緑地)			
日和山公園	29,285	日和が丘二丁目	昭和27年6月2日	向陽町西緑地	1,900	向陽町五丁目	昭和51年2月25日
蛇田中央公園	15,829	向陽町四丁目	昭和46年7月1日	ハツ沢緑地	700	泉町一丁目	昭和55年9月13日
北上公園	10,000	中里三丁目	昭和51年2月25日	相野谷緑地	7,461	相野谷字飯野川町	昭和57年4月1日
万石浦公園	10,489	流留字七勺	昭和51年10月1日	泉町緑地	5,264	泉町三丁目	平成2年4月20日
押切沼公園	23,519	広淵字砂一及び砂四	平成2年12月25日	あけぼの緑地1号・2号	7,821	あけぼの2・3丁目	平成13年4月1日
あゆみ野近隣公園	27,002	あゆみ野五丁目	令和5年4月1日	恵み野1号緑地	549	蛇田字新大坪	平成25年3月25日
小 計	116,124			恵み野2号緑地	516	蛇田字新大坪・新金沼地内	平成25年3月25日
(地区公園)				恵み野3号緑地	515	蛇田字新大坪・新金沼地内	平成25年3月25日
大門崎公園	40,776	湊字大門崎山ほか1	昭和27年8月19日	恵み野4号緑地	493	蛇田字新金沼地内	平成25年3月25日
中瀬公園	17,713	中瀬	昭和48年3月23日	防災緑地1号	8,810	川口町一丁目、二丁目、清	令和5年3月31日
河南中央公園	42,320	須江字横手	昭和60年4月1日	防災緑地2号	85,717	渡波町三丁目、幸町、長	令和5年3月31日
小 計	100,809			さくら町1号緑地	771	さくら町三丁目	令和5年4月1日
(運動公園)				さくら町2号緑地	287	さくら町三丁目	令和5年4月1日
曾波神公園	52,819	鹿又字曾波神川原	昭和51年2月25日	さくら町3号緑地	237	さくら町三丁目	令和5年4月1日
追波川河川運動公園	132,388	小船越字川前	平成3年4月20日	さくら町4号緑地	573	さくら町四丁目	令和5年4月1日
石巻市総合運動公園	260,299	南境字外谷	平成12年4月1日	さくら町5号緑地	127	さくら町五丁目	令和5年4月1日
小 計	445,506			さくら町6号緑地	131	さくら町五丁目	令和5年4月1日
(風致公園)				さくら町7号緑地	155	さくら町五丁目	令和5年4月1日
館山公園	16,422	湊字館山	昭和46年7月12日	さくら町西緑地	47	さくら町二丁目	令和5年4月1日
稲井八幡山公園	2,103	井内字八幡山	昭和54年9月10日	みなともとまち1号緑地	2,325	湊町一丁目	令和5年4月1日
小 計	18,525			みなともとまち2号緑地	2,438	湊町一丁目	令和5年4月1日
その他(墓園)				みなともとまち3号緑地	365	湊町一丁目	令和5年4月1日
石巻霊園	609,020	南境字大衡山	昭和55年3月31日	みなともとまち4号緑地	448	湊町一丁目	令和5年4月1日
小 計	609,020			湊西1号緑地	1,610	湊西二丁目	令和5年4月1日
(広域公園)				湊西2号緑地	1,877	湊西三丁目	令和5年4月1日
石巻南浜津波復興祈念公園	387,623	南浜町二丁目1～56	令和3年3月28日	あけぼの北1号緑地	2,528	あけぼの北二丁目	令和5年4月1日
小 計	387,623			のぞみ野1号緑地	339	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野2号緑地	2,614	のぞみ野一丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野3号緑地	1,908	のぞみ野五丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野5号緑地	621	のぞみ野四丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野8号緑地	3,078	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野9号緑地	653	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野10号緑地	1,532	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野11号緑地	1,464	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野12号緑地	965	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野13号緑地	349	のぞみ野二丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野14号緑地	349	のぞみ野一丁目	令和5年4月1日
				のぞみ野15号緑地	772	のぞみ野一丁目	令和5年4月1日
				あゆみ野近隣公園緑地	4,032	あゆみ野五丁目	令和5年4月1日
				かどのわき1号緑地	649	日和が丘二丁目	令和5年4月1日
				かどのわき3号緑地	290	門脇町五丁目	令和5年4月1日
				上釜南部1号緑地	3,387	明神南	令和5年4月1日
				下釜南部1号緑地	923	三ツ股四丁目	令和5年4月1日
				下釜南部2号緑地	1,176	三ツ股三丁目	令和5年4月1日
				下釜南部3号緑地	1,605	大街道東二丁目	令和5年4月1日
				須江産業団地1号緑地	3,764	須江字畳石前	令和5年4月1日
				須江産業団地2号緑地	3,508	須江字畳石前	令和5年4月1日
小 計	167,643						
合 計	2,114,191						

《資料 9 街路樹整備状況》

No.	路線番号	路 線 名	街路樹整備 延長 (m)	No.	路線番号	路 線 名	街路樹整備 延長 (m)
1	101001	中坪橋石巻大橋伊原津一丁目線 (元倉地区)	342	39	101191	中央・二丁目境線	272
2	101002	石巻駅工業港北線 (石巻駅本草園線)	462	40	103288	新渡波 9 号線	198
3	101005	山下町二・門脇町一丁目線 (石巻小学校前)	86	41	103291	新渡波 1 2 号線	65
4	101007	南中里四・新境町一丁目線 (七窪蛇田線)	976	42	103294	新渡波自転車歩行者道 1 号線	141
5	101008	中央三・門脇町五丁目線 (アイトピア通り)	0	43	103295	新渡波自転車歩行者道 2 号線	141
6	101123	羽黒町一・千石町線 (寿町通り)	395	44	103298	新渡波自転車歩行者道 5 号線	148
7	101139	大街道東一・錦町自転車歩行者道線 (錦町)	680	45	103299	新渡波自転車歩行者道 6 号線	148
8	101194	中央二・羽黒町一丁目線 (橋通り)	179	46	103300	新渡波自転車歩行者道 7 号線	65
9	101121	鑄銭場住吉町一丁目 2 号線	24	47	103301	新渡波自転車歩行者道 8 号線	72
10	101319	水明南・北境線 (水明町)	1,159	48	103302	新渡波自転車歩行者道 9 号線	70
11	101598	穀町 6 号線 (さくらの西側)	202	49	103305	新渡波西 1 号線	208
12	101638	元倉二・大橋三丁目線 (市役所大通り線)	258	50	103306	新渡波西 2 号線	58
13	101646	大橋一丁目 6 号線 (開北小裏)	188	51	103307	新渡波西 3 号線	161
14	101647	大橋三丁目 1 号線 (大橋中央通り)	637	52	103323	新渡波西自転車歩行者道 1 号線	116
15	101666	穀町 7 号線 (駅前市営駐車場前)	208	53	103324	新渡波西自転車歩行者道 2 号線	82
16	102216	伊原津二・鹿妻南二丁目線	802	54	103325	新渡波西自転車歩行者道 3 号線	87
17	103102	七勺鳥ノ巢線(万石浦) (万石浦中学校前の桜を除く)	257	55	103326	新渡波西自転車歩行者道 4 号線	86
18	103164	沖 3 号線 (万石浦)	143	56	103327	新渡波西自転車歩行者道 5 号線	111
19	104036	丸井戸向陽町境線(ふれあいロード)	800	57	103328	新渡波西自転車歩行者道 6 号線	117
20	104037	向陽町中央 1 号線	939	58	103329	新渡波西自転車歩行者道 7 号線	231
21	104052	向陽町二・三丁目線 (タイヤ館)	104	59	103330	新渡波西自転車歩行者道 8 号線	42
22	104053	向陽町二・四丁目 1 号線	158	60	104447	あけぼの北 1 号線	353
23	104056	向陽町二・五丁目線	34	61	104456	あけぼの北自転車歩行者道 3 号線	290
24	104057	向陽町二・新山崎線	138	62	104380	新蛇田 1 号線	1,461
25	104064	向陽町三・四丁目 1 号線 (かもめ学園前)	76	63	104391	新蛇田 1 2 号線	82
26	104085	向陽町五・南久林線	190	64	104393	新蛇田 1 4 号線	790
27	104183	新大塚 1 号線	510	65	104405	新蛇田 2 6 号線	88
28	104188	二番谷地・東道下線	2,401	66	104433	新蛇田 5 4 号線	376
29	104208	あけぼの一・三丁目線	1,140	67	104439	新蛇田 6 0 号線	329
30	104334	蛇田西部 1 号線	405	68	104457	新蛇田南 1 号線	540
31	105001	大瓜南境線 (専修大前)	1,004	69	104495	新蛇田南自転車歩行者道 2 号線	37
32	105147	新栄一丁目自転車歩行者道 1 号線	114	70	104196	新沼田 1 号線	654
33	105148	新栄一丁目自転車歩行者道 2 号線	106	71	104251	新沼田 4 号線	608
34	105164	新栄二丁目自転車歩行者道 1 号線	47	72	104512	新蛇田南第二 1 号線	122
35	105180	新小堤・台線 (TBT)	677	73	104516	新蛇田南自転車歩行者道 1 号線	16
36	104322	蛇田中央 2 0 号線	110	74	104518	新蛇田南自転車歩行者道 3 号線	34
37	104323	恵み野五丁目自転車歩行者道 1 号線	52	75	102239	湊町四丁目門脇町五丁目線	916
38	105188	美園一丁目 1 号線	376	合 計			25,694

資料10 石巻市の文化財一覧》

(1) 国指定文化財

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等	備考
重要文化財 岩版	1	昭和36. 2. 17	開成	石巻市	石巻市博物館にて収蔵
史跡 沼津貝塚	1	昭和47. 10. 21	沼津字出外	石巻市	
重要文化財 石井開門	1	平成14. 5. 23	水押三丁目	国土交通省	
天然記念物 イヌワシの繁殖地	1	昭和51. 12. 22	北上町	農林水産省	
天然記念物 八景島暖地性植物群落	1	昭和39. 6. 27	雄勝町	名振地区会	
重要無形民俗文化財 雄勝法印神楽	1	平成8. 12. 20	雄勝町大浜字大浜	雄勝法印神楽保存会	
重要文化財 木造十一面観音立像	1	大正4. 8. 10	給分浜後山	石巻市	
名勝 齋藤氏庭園	1	平成17. 7. 14	前谷地字黒沢	石巻市	
選定保存技術 石盤葺	1	平成17. 8. 30	水押	個人	

(2) 国登録文化財

名称	員数	登録年月日	所在地	所有者等	備考
旧相川診療所	1	平成24. 8. 13	北上町十三浜字崎山	有限会社熊谷産業	
金華山灯台	1	平成29. 6. 28	金華山	海上保安庁第二管区海上保安部	
遠藤家住宅主屋	1	平成31. 3. 29	北村	個人	
遠藤家住宅土蔵	1	平成31. 3. 29	北村	個人	
臣屋阿部家住宅主屋	1	令和元. 9. 10	田代浜字仁斗田	個人	
臣屋阿部家住宅隠居屋	1	令和元. 9. 10	田代浜字仁斗田	個人	

(3) 宮城県指定文化財

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等	備考
無形民俗文化財 牡鹿法印神楽	1	昭和46. 3. 2	湊字牧山	牡鹿神楽古実会	
史跡 仁斗田貝塚	1	昭和50. 4. 30	田代浜字仁斗田	石巻市	
有形文化財 奥州石ノ巻図	1	昭和63. 11. 29	羽黒町一丁目	鳥屋神社	
有形文化財 木造男神像	5	昭和31. 3. 9	福地字加茂崎	小鋭神社	
無形民俗文化財 皿貝法印神楽	1	平成2. 1. 26	皿貝字小沢	皿貝法印神楽保存会	
史跡 和泉沢古墳群	1	昭和62. 4. 24	中島字和泉沢畑	石巻市	
天然記念物 大指海城および双子島、鞍掛島、蹄島、黒島のウミネコ、ゴイサギ、アマツバメ、ウトウ等の繁殖地	1	昭和43. 12. 13	北上町十三浜字大指ほか	石巻市	
無形民俗文化財 おめつき	1	平成6. 11. 29	雄勝町名振	名振秋葉神社氏子会	
無形民俗文化財 寺崎の法印神楽	1	昭和48. 11. 6	桃生町寺崎	寺崎の法印神楽保存会	
無形民俗文化財 檜崎法印神楽	1	平成2. 1. 26	桃生町檜崎	檜崎法印神楽保存会	
有形文化財 木造聖観音立像	1	昭和37. 6. 28	網地浜網地	常春寺	
有形文化財 持福院観音堂	1	平成10. 7. 31	給分浜後山	陽山寺	
無形民俗文化財 寺崎のはねこ踊	1	平成21. 4. 28	桃生町寺崎	寺崎はねこ踊り保存会	

(4) 石巻市指定文化財

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等	備考
有形文化財 多福院板碑群	88	昭和50. 6. 1	吉野町一丁目	多福院	
有形文化財 平塚ツナ家文書	739	(第1次)昭和51. 6. 1 (第2次)昭和52. 4. 1	開成	石巻市	石巻市博物館にて収蔵
有形文化財 旧石巻ハリストス正教会教会堂	1	昭和55. 12. 20	中瀬	石巻市	平成30年度復元工事完了
有形文化財 潮音	1	昭和55. 12. 20	開成	石巻市	石巻市博物館にて展示中
天然記念物 イチョウ (吉祥寺)	2	昭和55. 12. 20	高木字寺前	吉祥寺	
天然記念物 イチョウ (龍泉院)	1	昭和55. 12. 20	水沼字天似	龍泉院	

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等	備考
有形文化財 葛西椀	3	昭和56. 5. 18	大瓜字棚橋	龍洞院	
有形文化財 黒潮閑日	1	昭和56. 5. 18	開成	石巻市	石巻市博物館にて展示中
無形文化財 石巻市渡波獅子風流	1	昭和56. 12. 19	渡波	石巻市渡波獅子風流保存会	
有形文化財 漁夫像	1	昭和57. 12. 15	開成	石巻市	石巻市博物館にて展示中
有形文化財 宝篋印塔	1	昭和61. 12. 1	湊字牧山	零羊崎神社	
有形文化財 相輪檜	1	昭和61. 12. 1	湊字牧山	零羊崎神社	
有形文化財 零羊崎神社奉納絵馬「白馬の図」	1	昭和61. 12. 1	湊字牧山	零羊崎神社	
有形文化財 零羊崎神社奉納絵馬「黒馬の図」	1	昭和61. 12. 1	湊字牧山	零羊崎神社	
有形文化財 長禅寺「扁額」	1	昭和61. 12. 1	湊字牧山	零羊崎神社	
有形文化財 銅造菩薩立像	1	平成元. 7. 31	渡波字仁田山	洞源院	
有形文化財 銅造薬師如来立像	1	平成元. 7. 31	高木	個人	
有形文化財 銅造観音菩薩立像	1	平成元. 7. 31	高木	個人	
有形文化財 銅造阿弥陀如来立像	1	平成元. 7. 31	高木	個人	
有形文化財 木造観音菩薩坐像	1	平成元. 7. 31	羽黒町一丁目	永巖寺	
有形文化財 木造薬師如来坐像	1	平成元. 7. 31	真野字萱原	長谷寺	
無形文化財 渡波塩田つば打ち唄	1	平成4. 6. 1	流留	渡波塩田つば打ち唄保存会	
民俗文化財 木造和船「江ノ島サッパ」付属道具 9 点付き	1	平成12. 3. 1	開成	石巻市	石巻市博物館にて収蔵
有形文化財 金華山道道標「常夜燈」	1	平成12. 3. 1	—	石巻市	被災し解体保存中
民俗文化財 牡鹿半島・北上川下流域の木造和船	21	平成14. 10. 1	—	石巻市	旧荻浜中学校体育館にて保管
有形文化財 毛利コレクション	3,088	平成15. 11. 1	開成	石巻市	石巻市博物館にて収蔵
無形民俗文化財 福地法印神楽	1	昭和57. 8. 1	福地	福地法印神楽保存会	
無形民俗文化財 釜谷長面尾の崎法印神楽	1	昭和58. 3. 1	小船越字川前	釜谷長面尾崎法印神楽保存会	
無形民俗文化財 後谷地法印神楽	1	昭和62. 1. 20	小船越	後谷地法印神楽保存会	
無形民俗文化財 飯野川法印神楽	1	昭和62. 1. 20	飯野	飯野川法印神楽保存会	
無形民俗文化財 相川南部神楽	1	昭和57. 8. 1	北上町十三浜字相川	相川南部神楽保存会	
無形民俗文化財 長塩谷南部神楽	1	昭和57. 8. 1	北上町十三浜字長塩谷	長塩谷南部神楽保存会	
無形民俗文化財 大室南部神楽	1	昭和57. 8. 1	北上町十三浜	大室南部神楽保存会	
無形民俗文化財 女川法印神楽	1	昭和58. 3. 1	北上町女川字中田	女川法印神楽保存会	
有形文化財 天雄寺観音堂	1	昭和52. 10. 22	雄勝町雄勝字寺	天雄寺	平成27年復元工事完了
有形文化財 瀧泉院観音堂	1	昭和52. 10. 22	雄勝町船越字清水	瀧泉院	
天然記念物 雄勝荒魚竜化石郡及び魚竜化石	1	昭和58. 2. 24	雄勝町船越字荒無番地	船越区	
天然記念物 龍澤寺杉並木	30	平成15. 1. 23	雄勝町立浜字寺下	龍澤寺	
無形民俗文化財 河南鹿嶋ばやし	1	平成11. 12. 16	広渕	河南鹿嶋ばやし保存会	
無形民俗文化財 大沢南部神楽	1	平成11. 12. 16	北村	大沢南部神楽保存会	
無形民俗文化財 和渕法印神楽	1	平成11. 12. 16	和渕	和渕法印神楽保存会	
無形民俗文化財 鹿又法印神楽	1	平成11. 12. 16	鹿又	鹿又法印神楽保存会	
無形民俗文化財 須江獅子舞	1	平成11. 12. 16	須江	須江獅子舞保存会	
無形民俗文化財 神取給人町法印神楽	1	平成16. 2. 2	桃生町神取給人町	神取給人町神楽保存会	
有形文化財 遠藤日人絵巻	1	平成11. 11. 2	桃生町中津山字八木	石巻市	
有形文化財 菊田桂州の絵	2	平成11. 11. 2	桃生町中津山字八木	石巻市	
有形文化財 山田の庚申塔	1	平成11. 11. 2	桃生町檜崎山田	国	
天然記念物 カヤ	1	平成16. 12. 1	桃生町倉坪山居	石巻市	
天然記念物 ケヤキ	1	平成16. 12. 1	桃生町太田字十貫沓番	日高見神社	
天然記念物 ヤマザクラ	1	平成16. 12. 1	桃生町太田字中下	長谷寺	
有形文化財 経筒	1	昭和55. 11. 1	開成	石巻市	石巻市博物館にて保管
有形文化財 太刀備前長船住兼光	1	昭和58. 12. 17	鮎川浜金華山	黄金山神社	
有形文化財 太刀山城栗田口住藤四郎吉光	1	昭和58. 12. 17	鮎川浜金華山	黄金山神社	

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者等	備考
有形文化財 弘安八年の碑	1	昭和55. 11. 1	給分浜後山	陽山寺	
天然記念物 明神社のケヤキ	1	昭和57. 12. 17	寄磯浜前浜	個人	
記念物 仙台藩鮎川唐船番所跡	1	昭和51. 3. 1	鮎川浜黒崎	石巻市	
有形文化財 海蔵庵板碑群	159	平成18. 4. 1	尾崎字宮下	海蔵庵	
有形文化財 旧観慶丸商店	1	平成27. 10. 28	中央三丁目	石巻市	
無形民俗文化財 アンバサン	1	令和元. 6. 27	長面	アンバサン保存会	

第4章 環境保全施策の展開 第2節 環境負荷の低減

《資料1-1 大気汚染にかかる環境基準（資料：環境省）》

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

《資料1-2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）にかかる注意喚起のための暫定的な指針（資料：環境省）》

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値 (μg/m ³)	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			5時～7時	5時～12時
			1時間値 (μg/m ³)	
Ⅱ	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。（高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等）においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）	85超	80超
Ⅰ (環境基準)	70以下 (35以下)	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康(Ⅰ70以下)への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下

《資料１３ ダイオキシン類の環境基準値（資料：環境省）》

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

《資料１４ 悪臭防止法に基づく規制基準》

規制基準	許容限度	規制地域
第１号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15	市が指定した地域
第２号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出	
第３号規制基準（排出水）	臭気指数 31	

《資料１５ １人当たりの水道使用量（資料：水道企業団）》

年度	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
１人当たりの 水道使用量 (m ³)	112.0	114.2	113.8	114.8	116.3	117.4	118.0	119.4	118.9	119.5	119.4

《資料１６ 上水道給水状況（資料：水道企業団）※石巻市、東松島市の２市の合計》

年度	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	年間配水量 (m ³)	一日最大配水量 (m ³)	一日平均配水量(m ³)
H25	190,336	189,672	24,455,001	75,036	67,000
26	189,379	188,731	24,941,832	77,988	68,334
27	188,428	187,786	24,169,633	79,649	66,037
28	187,171	186,558	24,280,497	76,819	66,340
29	185,520	184,948	24,025,569	76,784	65,823
30	183,644	183,123	23,527,091	72,557	64,458
R1	181,473	181,122	23,093,005	71,286	63,269
2	179,493	179,139	23,084,284	73,354	63,072
3	176,990	176,673	23,317,160	71,355	63,883
4	174,513	174,220	22,889,400	72,930	62,711
5	171,916	171,631	22,512,311	71,161	61,678

《資料 1 7 上・簡易水道給水状況（資料：水道企業団）》

単位：m³

年度	有収水量	石巻市地区	一般用	特殊用			人口（人）	一人当たりの水道使用量
					公衆浴場	船舶用		
H25	20,819,460	16,840,094	16,838,816	1,278	1,278	-	150,303	112.0
26	21,074,156	17,038,774	17,037,597	1,177	1,177	-	149,248	114.2
27	20,973,051	16,874,146	16,872,693	1,453	1,453	-	148,236	113.8
28	21,010,683	16,872,456	16,871,214	1,242	1,242	-	146,991	114.8
29	21,056,843	16,902,427	16,900,755	1,672	1,672	-	145,386	116.3
30	20,967,758	16,871,457	16,869,302	2,155	2,155	-	143,701	117.4
R1	20,775,364	16,749,561	16,747,860	1,701	1,701	-	141,887	118.0
2	20,841,732	16,728,621	16,728,621	0	0	-	140,068	119.4
3	20,500,855	16,397,927	16,397,927	0	0	-	137,868	118.9
4	20,259,277	16,229,644	16,229,644	0	0	-	135,806	119.5
5	19,915,506	15,962,991	15,962,991	0	0	-	133,724	119.4

《資料 1 8 人の健康の保護に関する環境基準（資料：環境省）》

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ホウ素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

《資料１９ 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く。）】（資料：環境省）》

(１)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
A	水道２級、水産１級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下
		8.5 以下				
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
		8.5 以下				
D	工業用水２級、農業用水、及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
		8.5 以下				
E	工業用水３級、環境保全	6.0 以上	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
		8.5 以下				

備考

- 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

③水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水産３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

④工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

⑤環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※令和４年４月１日に大腸菌群数の環境基準に改正がありました。

類型 AA 50MPN/100mL 以下 → 20CFU/100mL 以下

類型 A 1000MPN/100mL 以下 → 300CFU/100mL 以下

類型 B 5000MPN/100mL → 1000CFU/100mL 以下

(２)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は年間平均値とする。

《資料 2 0 生活環境の保全に関する環境基準【海域】（資料：環境省）》

(1)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然 環境保全及び B 以下 の欄に掲げるもの	7.8 以上	2mg/L 以 下	7.5mg/L 以上	1000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
		8.3 以下				
B	水産 2 級、工業用水及 び C の欄に掲げるも の	7.8 以上	3mg/L 以 下	5mg/L 以 上	—	検出されな いこと
		8.3 以下				
C	環境保全	7.0 以上	8mg/L 以 下	2mg/L 以 上	—	—
		8.3 以下				

備考

水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

※令和 4 年 4 月 1 日に大腸菌群数の環境基準に改正がありました。

類型 A 1000MPN/100mL 以下 → 300CFU/100mL 以下

(2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※①自然環境保全：自然探勝等の環境保全

②水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

③生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 （繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以 下

《資料 2 1 排水基準（資料：環境省）》

（１）有害物質の排水基準

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メルジプトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mg/L
	海域に排出されるもの	230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mg/L
	海域に排出されるもの	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

（２）有害物質以外の項目の排水基準

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均） 120mg/L
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均） 120mg/L
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均） 150mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

《資料２２ 騒音に係る環境基準（資料：環境省）》

地域の類型	時間の区分	
	昼間（６時～２２時）	夜間（２２時～翌６時）
ＡＡ	５０デシベル以下	４０デシベル以下
Ａ及びＢ	５５デシベル以下	４５デシベル以下
Ｃ	６０デシベル以下	５０デシベル以下

※ＡＡ：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静養を要する地域

Ａ：専ら住居の用に供される地域

Ｂ：主として住居の用に供される地域

Ｃ：相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域

《資料２３ 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】（資料：環境省）》

（１）

地域の類型	時間の区分	
	昼 間 （６時～２２時）	夜 間 （２２時～翌６時）
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	６０デシベル以下	５５デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	６５デシベル以下	６０デシベル以下

※車線とは、１縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（２）

基 準 値	
昼 間 （６時～２２時）	夜 間 （２２時～翌６時）
７０デシベル以下	６５デシベル以下

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては４５デシベル以下、夜間にあっては４０デシベル以下）によることができる。

《資料 2 4 騒音に係る環境基準【航空機騒音に係る環境基準】（資料：環境省）》

地域の類型	旧基準値 (WECPNL)	新基準値 (Lden)
I	70 デシベル以下	57 デシベル以下
II	75 デシベル以下	62 デシベル以下

※平成 2 5 年 4 月 1 日から環境基準の評価指標が、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）から Lden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更された。

《資料 2 5 航空機騒音地点別調査結果一覧（資料：宮城県、石巻市）》

測定場所	環境基準 類型	防衛施設周辺 整備法区域	測定期間	測定結果 (dB)		備考
				Lden	WECPNL	
須江字小国 62	—	—	R5.11.7～ R5.11.20	44	58	宮城県測定
門脇字二番谷地 13-172	—	—	R5.7.19～ R5.8.1	51	66	宮城県測定
門脇字二番谷地 13-647	—	—	通年測定	52	67	石巻市測定
貞山三丁目 4-1	—	—	R5.7.19～ R5.8.1	49	65	宮城県測定
築山三丁目 6-28	—	—	通年測定	51	68	石巻市測定
門脇字浦屋敷 81-4	II	第一種区域	通年測定	55	71	石巻市測定
門脇字明神南 9-4	II	第一種区域	通年測定	60	76	宮城県測定

※防衛施設周辺整備法：防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律

《資料 2 6 騒音の規制基準（資料：宮城県、石巻市）》

（1）工場、事業場から発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分 昼間 (8 時～19 時)	朝 (6 時～8 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
			夕 (19 時～22 時)	
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

※上表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 5 0 m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

※都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第 2 種区域の基準を適用する（特例により適用する基準を変更している地域がある。）。

(2) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

規制種別	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

※a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、
第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

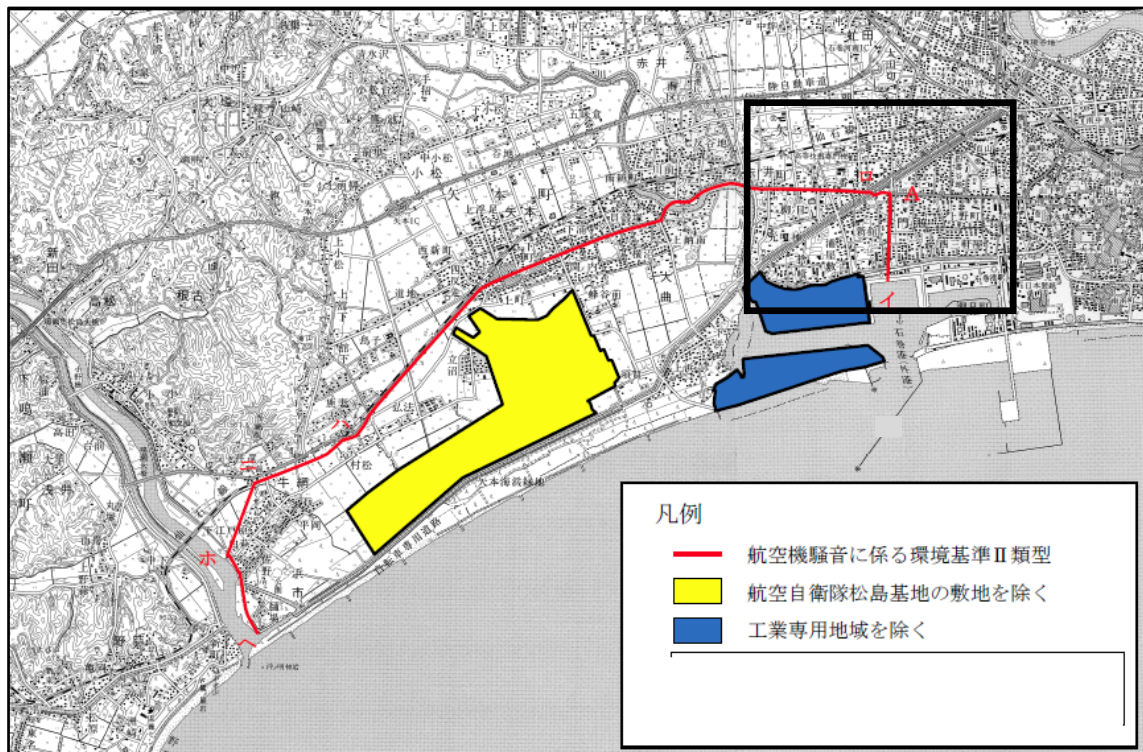
b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基 準 値	特定建設作業の騒音が特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベル以下	
作 業 禁 止 時 間	19時～翌7時	22時～翌6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作 業 期 間	連続6日以内	
作 業 禁 止 日	日曜日その他の休日	
備 考	都市計画法用途地域のみ法律で規制され、第号区域は第1・2・3種区域及び4種区域静穏地域80m、2号区域は第4種区域（静穏地域80mを除く。）とする。	

《資料 2 7 航空機騒音に係る環境基準類型指定地域》

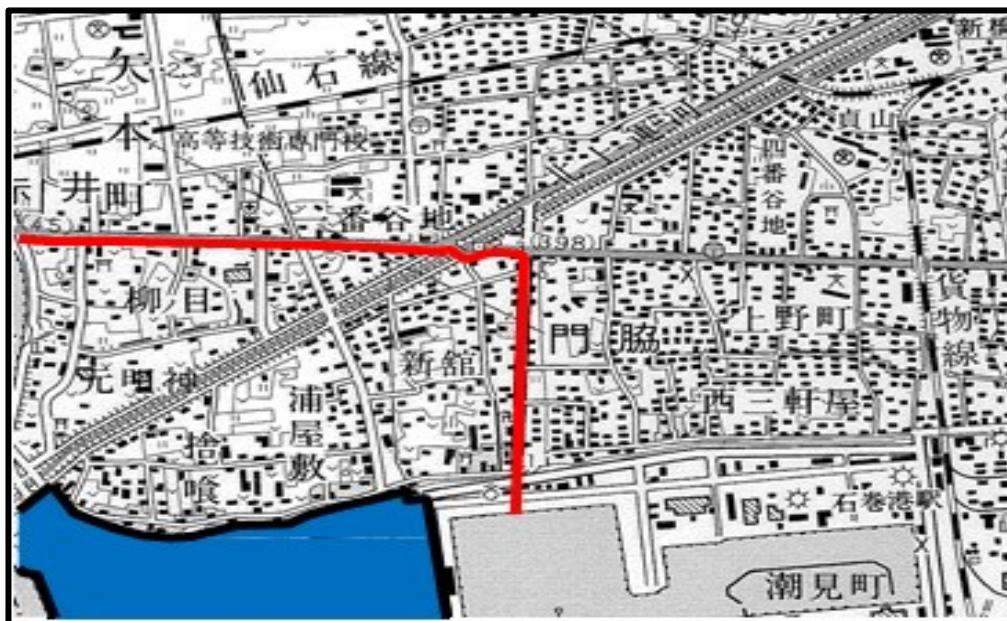


※ 出典：国土地理院 5 万分の 1 地形図及び 2 万 5 千分の 1 地形図

※ この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 5 万分の 1 地形図及び 2 万 5 千分の 1 地形図を複製したものです。(承認番号平 24 東複、第 120 号)

なお、複製する場合には、国土地理院長の承認が必要です。

拡大図



《資料２８ 各苦情件数の推移》

(１) 月別公害苦情件数

令和５年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
４月	—	—	—	５	—	—	２	—	—
５月	１	—	—	６	—	—	２	—	—
６月	１	—	—	２	—	—	８	—	—
７月	—	—	—	２	—	—	１	—	—
８月	３	—	—	３	—	—	２	—	—
９月	１	１	—	３	—	—	３	—	—
１０月	—	—	—	—	１	—	１	—	—
１１月	１	—	—	３	—	—	—	—	—
１２月	—	—	—	１	—	—	１	—	—
１月	１	—	—	１	—	—	１	—	—
２月	—	—	—	—	—	—	１	—	—
３月	—	—	—	１	—	—	１	—	—
計	８	１	—	２７	１	—	２３	—	６０

(２) 公害苦情件数経年変化

	２５	２６	２７	２８	２９	３０	Ｒ１	２	３	４	５
大気汚染	７	１４	１４	１１	７	１６	８	４	７	１	８
水質汚濁	５	—	３	３	—	３	４	２	２	４	１
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
騒音	２７	２１	１５	３１	２２	１８	２１	２０	２４	２３	２７
振動	４	４	５	—	２	１	１	２	１	１	１
地盤沈下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
悪臭	３２	４２	３０	２５	１７	１４	１１	１６	３１	３４	２３
その他	—	—	—	２	—	—	１	２	３	１	—
計	７５	８１	６７	７２	４８	５２	４６	４６	６８	６４	６０

(3) 生活衛生関連苦情件数

	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
害虫関係	31	17	15	12	4	9	20	10	7	4	7
空き地関係	125	136	161	163	158	159	169	176	186	224	251
犬・猫関係	16	27	21	22	28	29	15	23	25	46	44
その他	23	28	9	5	6	31	33	27	67	72	51
計	195	208	206	202	196	228	237	236	285	346	353

※震災関連は除く。

《資料29 振動の規制基準（資料：宮城県、石巻市）》

(1) 工場、事業場から発生する振動の規制基準

区域区分		時間区分 昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。
 ※都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第1種区域の基準を適用する（特例により適用する基準を変更している地域がある。）。

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベル以下	
作業禁止時間	19時～翌7時	22時～翌6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	
備考	都市計画法用途地域のみ法律で規制され、第1号区域は工業地域（静穏地域80mを除く。）以外の地域、第2号区域は工業地域（静穏地域80mを除く。）とする。	

第4章 環境保全施策の展開 第3節 循環型社会の構築

《資料30 年度別ごみ排出量実績》

(単位：トン)

年度	家庭系ごみ収集					施設 直接搬入	集団 資源回収	合計	内訳 生活系 ごみ	内訳 事業系 ごみ	一人1日 平均ごみ量 (生活系)	一人1日 平均ごみ量 (事業系)	一人1日 平均ごみ量 (合計)
	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	資源物	粗大 ごみ	小計						単位：g/日	単位：g/日	単位：g/日
H28	33,302	1,094	6,172	169	40,737	15,458	755	56,950	41,636	15,314	771	284	1,055
29	33,174	1,074	5,908	189	40,345	15,948	653	56,946	41,152	15,794	770	295	1,065
30	32,111	1,131	5,477	213	38,932	15,867	604	55,403	39,695	15,708	751	297	1,048
R1	32,337	1,147	4,821	196	38,501	15,992	549	55,042	39,223	15,819	751	303	1,054
2	31,946	1,160	4,845	216	38,167	16,147	310	54,624	38,758	15,866	752	308	1,060
3	31,346	1,097	5,166	248	37,857	15,295	248	53,400	39,128	14,272	770	281	1,051
4	30,769	1,084	4,955	249	37,057	15,818	220	53,095	37,548	15,547	749	310	1,059
5	28,596	929	4,617	237	34,379	14,456	212	49,047	34,834	14,213	706	288	994

《資料31 施設別ごみ処理状況》

(単位：トン)

年度	最終処分場						焼却施設			中間処理施設 ※石巻、河北、雄 勝、河南、桃生、北 上、牡鹿の各地区の 合計
	一般廃棄物最 終処分場（南 境大衡山）	河北地区一般 廃棄物最終処 分場	雄勝一般廃棄 物最終処分場	河南一般廃棄 物最終処分場	牡鹿一般廃棄 物最終処分場	合計	広域クリーン センター	牡鹿クリーン センター	合計	
H28	3,761	0	2,384	22	102	6,269	46,213	675	46,888	6,907
29	5,228	0	0	16	112	5,356	46,261	684	46,945	6,640
30	6,172	0	0	439	0	6,611	45,921	0	45,921	6,211
R1	6,000	0	0	921	0	6,921	46,244	0	46,244	5,527
2	5,540	0	0	0	0	5,540	45,894	0	45,894	5,705
3	5,064	0	0	0	0	5,064	44,878	0	44,878	6,031
4	6,929	0	0	0	0	6,929	44,168	0	44,168	5,830
5	4,572	0	0	0	0	4,572	41,352	0	41,352	5,435

《資料３２ 年度別資源化量実績》

(単位：トン)

年度	収集・直接搬入							集団回収					使用済み 小型家電 回収	焼却施設 資源化	合計	リサイクル率
	紙類	金属類	ガラス 類	ペット ボトル	布類	その他	小計	紙類	金属類	生びん	布類	小計				
H28	3,046	650	1,322	427	373	22	5,840	709	35	11	0	755	—	1,741	8,336	14.4%
29	2,904	665	1,244	404	369	22	5,608	612	31	10	0	653	4	1,472	7,737	13.6%
30	2,686	635	1,114	380	388	19	5,222	564	31	9	0	604	6	1,494	7,326	13.2%
R1	2,497	634	1,064	395	391	15	4,996	512	30	7	0	549	6	1,091	6,642	12.1%
2	2,489	722	1,050	418	40	19	4,738	287	19	4	0	310	5	263	5,316	9.7%
3	2,453	703	998	426	368	23	4,971	232	12	4	0	248	7	227	5,453	10.2%
4	2,308	645	974	432	403	13	4,775	208	9	3	0	220	7	147	5,149	9.7%
5	2,052	618	907	443	358	17	4,395	200	9	3	0	212	6	305	4,918	10.0%

石巻市環境基本条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 166 号

私たちは、豊かな自然の恵みの中で、その生命をはぐくんできた。

しかし、社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響が及ぶことになり、ひいては、すべての生物のよりどころである地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らの活動が環境に与える影響の重大さを認識し、人間と自然が健全に共生できる持続的な発展が可能な社会を構築するため、あらゆる活動において環境に配慮しなければならない。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、美しいふるさとを将来の世代に継承する責任と義務を担っている。

このような認識の下に、緑深き山と青き海原を結ぶ母なる川北上川に象徴されるふるさと石巻の恵み豊かな環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、恵み豊かな環境の保全及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に

これに取り組むことによって、行われなければならない。

- 4 環境の保全及び創造は、国際的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮)

- 第7条 市は、市が行う施策の基本に環境への配慮を置き、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、石巻市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石巻市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

- 第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の

実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(水と緑の保全及び創造)

第10条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、海、河川等の水環境の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、健全な大気環境を確保し、緑豊かな地域の形成を図るため、森林等の保全及び緑化の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施時における環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の適正処理)

第15条 市は、廃棄物の処理に伴う公害の防止を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然学習及び環境教育の推進)

第18条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全及び創造に関し、自然学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動がより一層促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 前 3 条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び民間団体の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の状況調査)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な自然環境の状況を定期的に調査するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(総合的な調整等のための体制の整備)

第 26 条 市は、市が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

石巻市環境審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 167 号

(設置)

第 1 条 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、石巻市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

石巻市環境美化の促進に関する条例

平成17年4月1日

条例第168号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 基本的責務（第3条—第6条）

第2章 ごみの散乱防止（第7条—第9条）

第3章 空き地の管理等（第10条・第11条）

第4章 環境緑化の推進（第12条—第14条）

第5章 雑則（第15条—第23条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、環境美化の促進を図ることにより、清潔で緑豊かな美しいまちづくりを目指し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料又は飲料を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼い犬のふん、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- (2) 空き地 現に所有者又は管理者が使用していない土地をいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 空き地所有者等 空き地を所有し、又は管理する者をいう。
- (7) 環境美化推進団体 環境美化の推進活動に奉仕する団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供する場所及び他人が占有し、又は管理している場所をいう。
- (9) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (10) 空き缶等飲料容器 飲料を収納していた空き缶、空き瓶その他の容器をいう。
- (11) 空き缶等回収容器 空き缶等飲料容器を回収する容器をいう。
- (12) 不良な状態 雑草が繁茂し、若しくは枯草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために、清潔な生活環境が著しく損なわれているような状態をいう。

第2節 基本的責務

（市民等の基本的責務）

第3条 市民等は、自ら快適な生活環境の確保に努めなければならない。

- 2 市民等は、身近な地域における環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の基本的責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、快適な生活環境を確保するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、環境美化の促進について被用者の啓発を行うとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

（市の基本的責務）

第5条 市は、快適な生活環境を確保するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たって、市民等、事業者、土地所有者等及び空き地所有者等に対し、啓発及び意識の高揚を図るとともに、必要な指導又は協力要請を行うものとする。
- 3 市は、第1項の施策の実施に当たって、環境美化推進団体、県及び国に対し必要な協力要請を行うものとする。

（地域環境美化促進計画）

第6条 市長は、前条第1項の施策を推進するための計画（以下「地域環境美化促進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地域環境美化促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) ごみの散乱防止に関する事項
- (2) 空き地の管理に関する事項
- (3) 緑化の推進に関する事項
- (4) 環境美化推進団体の育成に関する事項
- (5) 環境美化推進モデル地区の指定及び当該指定区域内における環境美化促進事業に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の促進に関する事項

- 3 市長は、地域環境美化促進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第2章 ごみの散乱防止

（市民等の責務）

第7条 市民等は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は回収する容器へ収納するなど、公共の場所等にごみを捨ててはならない。

- 2 市民等は、飼い犬を散歩させるときは、当該飼い犬の排せつしたふんを回収しなければならない。

- 3 土地所有者等は、土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱しているごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみを適正に処理するなど、ごみの散乱防

止に必要な措置を講ずるとともに、ごみの散乱防止について被用者の啓発を行わなければならない。

2 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に空き缶等回収容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

3 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 観光業者は、ごみの散乱防止について観光客の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第9条 公共の場所の管理者は、公共の場所におけるごみの散乱を防止するため必要と認める場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

第3章 空き地の管理等

(空き地の管理)

第10条 空き地所有者等は、当該空き地が不良な状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

(空き地の活用)

第11条 市長は、空き地を公園、広場等として公益のために整備することが特に必要と認めたときは、空き地所有者等の協力を得て、有効かつ適切な活用を図るものとする。

第4章 環境緑化の推進

(緑化の推進)

第12条 市長は、緑豊かな美しいまちづくりを図るため、緑化意識の啓発、緑化推進体制の整備及び緑化事業の効率的推進に努めなければならない。

(環境の育成)

第13条 市民は、庭等に樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

2 事業者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第14条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に、樹木、花き等を植栽し、緑化に努めなければならない。

第5章 雑則

(飼い主に対する指導及び勧告)

第15条 市長は、市民等が第7条第2項の規定に違反し、公共の場所等で飼い犬が排せつしたふんを回収しなかった者に対し、当該飼い犬が排せつしたふんの回収その他必要な措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第16条 市長は、ごみが著しく散乱している土地がある場合において、当該土地の所有者等が散乱しているごみの清掃その他の環境美化の促進に必要な措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、これを行っていないと認めたときは、当該土地所有者等に対し、

期限を定めて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

(容器入り飲料を販売している者に対する勧告)

第17条 市長は、容器入り飲料を販売している者が第8条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。

(空き地所有者等に対する指導及び勧告)

第18条 市長は、不良な状態の空き地があるときは、当該空き地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条 市長は、第15条、第16条、第17条又は前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主、事業者、土地所有者等又は空き地所有者に対し、環境美化の促進に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にごみが散乱している土地、容器入り飲料の販売に係る自動販売機が設置されている土地又は建物及び不良な状態の空き地に立ち入り、その管理又は空き缶等回収容器の設置状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。

(公表)

第22条 市長は、第19条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を規則で定める方法により、公表することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、石巻市環境美化の促進に関する条例（昭和60年石巻市条例第11号）、河北町環境美化の促進に関する条例（昭和60年河北町条例第12号）、雄勝町環境美化の促進に関する条例（昭和60年雄勝町条例第3号）、河南町環境美化の促進に関する条例（昭和60年河南町条例第8号）、桃生町環境美化の促進に関する条例（昭和60年桃生町条例第1号）、北上町環境美化の促進に関する条例（昭和60年北

上町条例第7号)又は牡鹿町環境美化の促進に関する条例(昭和60年牡鹿町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。